

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの  
(平成22年度第2四半期分)

(府省名:金融庁)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
世界の銀行財務情報データベースの取得 一式	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 遠藤 俊英	平成22年7月1日	ビューロー・ヴァン・ダイク・エレクトロニック・パブリッシング(株) 東京都港区新橋2-12-1 ランディック第3新橋ビル9階	会計法第29条の3第4項 当該サービスを運用提供している業者であり、競争を許さないため。	3,047,861円	3,047,861円	100%	—	当該サービスを運用提供している唯一の業者であるため	二(へ)	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達<sup>1</sup>の適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達<sup>1</sup>の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、随意契約によらざるを得ない事由を記載することとし、「随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分」欄は、「公共調達<sup>1</sup>の適正化について」記1. (2)①の区分(例:イ(ロ))又は③のイからハに掲げる区分を記載すること。